

諏訪湖環境研究センター等機械警備業務仕様書

この仕様書は、業務の概要を示すものであって、本仕様書に記載されていない事項であっても長野県知事 阿部守一（以下「委託者」という。）が業務遂行上必要と認めた場合、本業務受託者（以下「受託者」という。）は速やかに契約金額の範囲内で業務を実施するものとする。

1 警備対象施設

名 称 諏訪湖環境研究センターセンター棟（1階：男女共同参画センター、2階～4階：諏訪湖環境研究センター）及びホール棟
所在地 岡谷市長地権現町 4-11-51

2 警備方式

警備対象施設（以下「施設」という。）に設置された防犯感知器及び火災報知器等と受託者の受信施設（以下「基地局」という。）を通信回線で結ぶ警備方式とする。

3 警備基準時間

警備基準時間は以下のとおりとする。なお、令和6年2月1日から令和6年3月31日までの間については、委託者が別途指定するものとする。

(1) 諏訪湖環境研究センター及びホール

ア 平日

午後5時15分から翌日の午前8時30分まで

イ 土曜日、日曜日、祝日及びその他休日

午前8時30分から翌日の午前8時30分まで

(2) 男女共同参画センター

ア 火曜日から土曜日まで

午後5時15分から翌日の午前8時30分まで

イ 日曜日、月曜日、祝日及びその他休日

午前8時30分から翌日の午前8時30分まで

4 警備実施時間

前記3の警備時間を基本とし、施設内のコントロールボックスのスイッチを入れることによる警備開始通報により、受託者は警備を開始し、スイッチを切ることによる警備解除通報により警備を終了とする。

なお、前記3の警備基準時間外であっても異常信号を把握した場合は、速やかに適切な対応をとるものとする。

5 警備要領

警備に当たり、設置機器の使用方法、その他必要事項について、委託者に適切な指導助言を行うなど連携を密にし、円滑な業務遂行を図ることとする。

受託者は、施設の防犯感知器及び火災報知器等の警備機器により受託者の基地局において侵入者及び火災発生を速やかに察知できるものとし、異常を把握した場合は警備員を出動させるとともに、適切な処置をとることとする。

また、警備実施時間中、受託者は管制担当者を定め、庁舎の異常の有無を間断なく監視し、業務に万全の体制をもって当たることとする。

6 警備実施報告

(1) 庁舎から異常発生 of 信号を受信した場合には、受託者の警備員は庁舎に出動し、次の区分に

より対応し、その状況を報告すること。

ア 庁舎及び周辺に異常がなかったとき

警備報告書を郵便受け等に投入して退出し、翌日電話にて施設職員に連絡する。

イ 庁舎の設備関係に異常が発生したとき

(ア) 警備員の復旧措置で正常化したとき

警備報告書を郵便受け等に投入して退出し、翌日電話にて施設職員に連絡する。

(イ) 警備員が復旧措置を講じられない異常のとき

施設職員に連絡し、その状況を伝えて必要な対処をし、警備報告書を郵便受け等に投入して退出する。

ウ ア及びイ以外の異常が発生したとき

速やかに関係機関に連絡するとともに、施設職員に連絡し、施設職員を施設に呼んで状況説明を行い、後刻、警備報告書を提出する。

(2) 受託者は、毎月の警備実施報告書を、翌月の 10 日までに提出しなければならない。また、委託者は随時必要な報告を求めることができる。

7 設置する機器等

(1) 施設には機械警備に必要な熱感知器等を設置する。(別記 1 及び 2 のとおり)

(2) 施設の指定箇所に、警備の開始・解除ができるコントロールボックスを設置する。

なお、コントロールボックスは警備の有無が確認できるものとする。

(3) 施設で発生した異常信号(火災・侵入等)を受託者の基地局に自動的に通報する装置を施設に設置するとともに、設置した機器等の正常動作を確認し得るに必要な機器を基地局に装備する。

なお、受託者は、基地局で警備対象施設の状況(警備の開始・解除、異常状況等)を把握できるものとし、また、異常信号については、基地局又は施設に設置した装置でその異常信号の発生箇所が特定できるものとする。

(4) 受託者は、機械警備に必要な機器等を施設に設置することとし、その費用は受託者が負担するものとする。

(5) 委託者の故意又は過失により警備機器等を破損した場合、委託者の都合により警備機器等を移転若しくは撤去した場合には、その修理又は撤去等に要する費用は委託者の負担とする。

(6) 委託者の故意又は過失以外の原因で警備機器等を破損又は亡失等した場合は、その復旧、修理又は撤去等に要する費用は受託者の負担とする。

(7) 火災監視は、火災受信機からの移報による監視とする。

8 警備機器の保守点検

施設に設置された警備機器について、受託者は適宜保守点検を行い、警備機器の正常な機能の保持に努めなければならない。

この場合、保守点検に要する修繕費その他の費用は、受託者の負担とする。

9 鍵等の預託

警備の実施に必要な鍵等は、委託者・受託者相互に預託し、預託された鍵等は、それぞれが厳重に取り扱い保管する。

鍵等の再発行については、委託者の故意又は過失により破損した場合を除いて受託者の負担とする。

10 緊急連絡者の指定

委託者は、あらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を受託者に交付する。

11 秘密の保持

受託者は、業務遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

12 その他

- (1) 警備実施期間中に施設の職員が当該施設に入る場合は、あらかじめ、または警備解除（中断）後、受託者に電話連絡するものとする。
- (2) 履行期間満了後は、受託者は設置した警備機器等を撤去の上、原状回復するものとし、その費用は受託者が負担するものとする。ただし、委託者が特別の理由があると認めた場合には、この限りではないものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項で警備実施上必要とする事項が生じたときは、委託者・受託者が協議して定めるものとする。